

漁業経済学会 短 信

【第65回大会案内】

■ 開 催

場 所：東京海洋大学品川キャンパス
〒108-8477 東京都港区港南4-5-7 東京海洋大学
事務局：板倉 信明
(TEL：083-227-3853、FAX 083-286-7431)
(メール：fishecon@gmail.com)

日 程：2018年6月1日～3日
6月1日（金）：全国理事会
6月2日（土）：シンポジウム、総会
6月3日（日）：一般報告

■ 大会参加費

大会参加費：2,000円
懇親会費：4,000円

■ 参加申込方法

事前申し込み制とする。第141号（4月末までに発送予定）に、振り込み用紙を同封しますので参加費、懇親会費を納入してください。当日受付もいたしますが、事務局の負担を軽減したいので、会員の皆様には事前申し込みへのご協力を宜しくお願いいたします。

■ 一般報告の受付

タイトル受付締切日：2018年4月27日（金）必着（締め切り厳守）
報告要旨受付締切日：2018年5月11日（金）必着（締め切り厳守）
提出先：水産大学校 板倉 信明

〒759-6597 山口県下関市永田本町2-7-1 水産大学校内
(TEL：083-227-3853、FAX 083-286-7431)
(メール：fishecon@gmail.com)

(※メールの件名に、「漁経2018 一般報告・送信者名」を明記のこと。）
「」は不要。

提出方法：一般報告のタイトル・報告要旨はメールで送付してください。
報告要旨の形式：1,600字以内。報告要旨には、タイトル、報告者の氏名

と所属要旨を入れること。メールで提出する場合は、MS-Word、テキストファイル等で原稿を作成し、添付ファイルで提出すること。

■ 学会賞候補者の推薦

学会賞候補者の推薦を募集しています。2018年4月末までに候補対象者名と理由を記して事務局（板倉信明）までお送り下さい。お送り頂いたものは学会賞選考委員会に提出します。

送付先（メール：fish econo@gmail.com）

（※メールの件名に、「漁経 2018 学会賞推薦・送信者名」を明記のこと。）

「」は不要。

【第65回大会シンポジウムテーマ】

「沿岸漁場の企業的利用と漁業権制度」

コーディネーター：加瀬和俊（帝京大学経済学部）

（1）規制改革推進会議において漁業権「開放」の動きが進んでいる。この動きは2007年の旧規制改革会議以降継続してきたものであり新味のあるものではないが、今回の動きは現実の制度改訂と連動しているところに特徴がある。すなわち、東日本大震災復興特区において、漁協との競願の下で初めてなされた経営者免許方式での特定区画漁業権免許が同特区方式の期限後にどのような法的扱いになるのかという問題、水産庁の漁業権免許方針の実質的な変質が進行しているという問題など、制度改訂の実質化が併進しており、制度改訂の可能性がそれだけ現実的なものとなっていると見ざるを得ない。その当面の狙いがクロマグロ養殖の特定区画漁業権の経営者免許化に限定されているのか、事実上の漁業権制度の否定につながる大がかりな制度変更にあるのかは明確でないが、こうした動きの背景と影響について検討することがシンポジウムの第一の課題である。

（2）企業の沿岸漁場利用の問題は、事例的にはクロマグロ養殖業以外にも、大型定置網、ギンザケ養殖業、ブリ類養殖業をはじめ、各種の漁業種類でその事例が見られる。参入企業の性格についても、地元の中小企業から大規模な漁業企業・流通企業まで幅が広い。企業側の事業分野拡張の試行錯誤の一つとして沿岸漁業がなされ、参入後に短期間で撤退している事例も少なくない。それらの各地の事例についての情報を共有しながら、地元漁業者・漁協と参入企業との利害関係や行政の役割等を含めて、企業参入の実態・論理・影響を社会科学的に分析することが第二の課題である。

（3）沿岸漁場への企業参入の正当性をめぐっては、投資力・新規技術導入力を持たない生業的経営が旧態依然たる生産性低位の経営を継続しているとして、「水産業を成長産業とする」立場から企業の沿岸漁場利用を自由化し、生業的経営と置き換えるべきであるとする「規制改革」派の主張がある。それに対して、優良漁場を企業に占有されて不利な操業を余儀なくされる地

元漁業者の立場を考慮して、現行漁業法の基本的理念である「漁村で生活し労働している生業的漁業者が優先的に沿岸漁場を利用すべき」とする主張とが対立している。そうした原理的対立の背景には、沿岸漁業者の減少によって「漁場は空いている」という理解と、過密養殖の解消や、より広く漁場を利用することがなほ地元漁業者の現実的課題であるという現状評価の違いもある。この点は現行漁業法の目標の一つである「水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ」とする理念の理解の相違とも密接に関わってくる。こうした理念的問題について検討することが第三の課題である。

(4) 以上の諸論点に限ることなく、企業の沿岸漁業参入をめぐる諸問題について広く議論することが本シンポジウムの目標である。企業経営と生業的漁業者との利害の相違を自覚しつつ現実的な解決策が図られている多様な事例に関する情報を交換しつつ、多面的な論点が多く参加者の間で共有されることが必要であり、安定的に継続してきた戦後の漁業権制度が、副作用の多い一内閣の成長戦略によって強引に変更されるといった最悪のコースをたどることのないようにしたいものである。

(報告者構成)

趣旨説明：加瀬和俊（帝京大学経済学部）

報告Ⅰ：佐藤力生（元水産庁、鳥羽磯部漁協監事）

「漁業権運用解釈における行政機構の行動様式」

報告Ⅱ：綱島不二雄（元山形大学農学部）

「復興特区における漁業権行使・経営の経過と展望」

報告Ⅲ：鳥居享司（鹿児島大学水産学部）

「マグロ養殖資本の事業展開と漁場利用—漁業権の運用を中心に—」

報告Ⅳ：全国漁業協同組合連合会

「企業の沿岸漁場参入要望に対する対応」（仮題）

コメント（各地の実情報告を含む）

- その他（投稿論文の募集、投稿規定、執筆要領等）について
前回の短信(No.139)をご覧ください。編集委員会専用E-mailができました。
編集に関するご連絡は、gyokeied@gmail.com までお願いいたします。

学会短信 No. 140

2018. 1. 12

漁業経済学会事務局（総務：板倉信明）

〒759-6597 山口県下関市永田本町2-7-1 水産大学校内

（国立研究開発法人水産研究・教育機構：略称：水産機構）

TEL：083-227-3853、FAX 083-286-7431

メール：fishecono@gmail.com